

公告第 2026-01 号
令和 8 年 8 月 1 日

被保険者 各位

トップグループ健康保険組合
理事長 小田 悟
(公 印 省 略)

規程改訂の公告について

組合会の議決承認により、規程が改訂されたので、下記のとおり公告する。

1. 改定する規程
① 高額療養費支給手続規程
2. 改訂理由
① 高額療養費制度の見直しに伴う改訂
3. 改定内容
新旧条文対照表を参照
4. 施行日
① 令和 8 年 8 月 1 日

以上

11. 高額療養費支給手続規程 【新旧対照表】

新	旧
(目 的) 第1条 この規程は<u>施行規則第109条、109条の2、109条の2の2</u>に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて<u>健康保険法施行令第41条第1項第1号イからへに掲げる額</u>を把握している場合に限るものとする。 附 則 (中略) <u>この規程は、令和8年8月1日から施行する。</u>	(目 的) 第1条 この規程は行規則第109条、109条の2に基づき月間の高額療養費及び年間の高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定める事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。 (請求形式) 第2条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書または事業主診療機関により請求される診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第42条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて<u>外来療養に係る額</u>を把握している場合に限るものとする。